

ぶんきょう食べきり協力店制度実施要綱

平成30年3月30日29文資り第337号区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、食品ロスの削減のため、顧客サービスとして食べ残し対策に取り組む店舗等を、ぶんきょう食べきり協力店（以下「協力店」という。）として登録することにより、小売業、飲食店業、旅館業等を営む店舗等における食べきり推進活動の拡大及び区民の意識啓発を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 協力店の登録の対象は、区内で主として小売業、飲食店業、旅館業等を営む店舗等で、食べきり推進活動に積極的に取り組んでいるものとする。

(登録基準)

第3条 協力店の登録基準は、次の各号のいずれかに該当する取組を行っていることとする。

- (1) 小盛りメニューなど利用者の要望に沿った量での提供
- (2) 苦手な食べ物、アレルギー等の事前確認
- (3) 宴会等における食べきりの呼びかけ又はポスター等の掲示
- (4) 量り売り又はばら売りの実施
- (5) 一人前の惣菜の販売
- (6) 賞味期限間近による値引き販売の実施
- (7) 食べ残した料理等の持ち帰りを希望する者への対応（消費者庁、農林水産省、環境省及び厚生労働省が作成する「飲食店における「食べ残し」対策に取り組むに当たっての留意事項」に準ずる対応に限る。）
- (8) その他食べきり推進活動のための取組

(申請)

第4条 協力店に登録しようとする店舗等の経営者（以下「申請者」という。）は、ぶんきょう食べきり協力店登録（変更）申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を区長に提出しなければならない。

(登録)

第5条 区長は、前条の申請書の提出があった場合は、第3条の登録基準に基づき審査し、当該基準に該当すると認めるときは当該申請に係る店舗等を協力店として登録するとともに、申請者に対し登録証（別記様式第2号）を交付し、不相当と認めるときはぶんきょう食べきり協力店登録不承認通知書（別記様式第3号）を交付する。

2 区長は、前項の規定により登録した協力店に対し、申請者の希望に応じ、ぶんきょう

食べきり協力店ステッカー（以下「協力店ステッカー」という。）等の交付を行う。

（登録の効力及び義務）

第6条 協力店に登録した店舗等の経営者（以下「協力店経営者」という。）は、協力店ステッカー等を掲げるほか、それを利用して広告を行うことができる。

2 協力店経営者は、届出を行った実施項目のとおり、食べきり推進活動に努めなければならない。

（登録の変更）

第7条 協力店は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、速やかに申請書を区長に提出しなければならない。

（登録の廃止）

第8条 協力店は、店舗を廃止する等の理由により登録を中止するときは、速やかにぶんきょう食べきり協力店登録廃止届（別記様式第4号）を区長に提出するとともに、登録証及び協力店ステッカー等を区長に返却するものとする。

（登録の取消し）

第9条 区長は、協力店が第3条各号に掲げる取組を実施していないことを確認したとき又は協力店としてふさわしくない行為をしたと認めるときは、登録を取り消すことができる。

2 区長は、前項の規定により登録を取り消したときは、ぶんきょう食べきり協力店登録取消通知書（別記様式第5号）により当該店舗に通知するものとする。

3 第1項の規定による取消しを受けた店舗等は、速やかに登録証及び協力店ステッカー等を区長に返却しなければならない。

（広報等）

第10条 区長は、区民に対する意識啓発及び食べきり推進活動等の充実を図るため、協力店の登録を行ったときは、その旨及び取組内容等を広報誌及び文京区ホームページ等により区民に公表することができる。

（調査）

第11条 区長は、協力店に対し、必要に応じて調査を行うことができる。

（委任）

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、資源環境部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。